

三芳町建設工事等指名競争入札実施要領

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 電子入札の場合の手続（第5条―第21条）

第3章 郵便入札の場合の手続（第22条―第33条）

第4章 雑則（第34条―第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、法令及び三芳町契約規則（昭和39年規則第3号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、町（水道事業含む。）が発注する建設工事、調査、設計及び測量の業務委託並びに土木施設の維持管理の業務委託等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（入札の実施方法）

第2条 指名競争入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札により行う。

2 前項の規定にかかわらず、指名競争入札を電子入札により行わない特別の理由があるときは、三芳町工事等業者選定委員会（「以下業者選定委員会」という。）の議を経て、第3章に定めるところにより郵便入札を行うものとする。

（指名）

第3条 町長は、指名競争入札に参加させる者を指名するときは、業者選定委員会に諮り、決定するものとする。

2 指名競争入札の参加者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11において準用する施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (3) 三芳町競争入札参加資格名簿に、案件に対応する業種又は業務で登載されている者

であること。

- (4) 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年告示第65号）に基づく入札参加停止措置又は三芳町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第74号）に基づく入札参加除外措置を、当該建設工事等の公告日から開札日までの間、受けていない者であること。

（指名の取消し）

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 施行令第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札参加の指名は、取り消すものとする。

3 入札参加者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するものとなり、又はこれに該当する者を代理人、その他使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

4 入札参加者は、当該入札が執行されるまでの間に、三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けた場合、及び三芳町建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

第2章 電子入札の場合の手続

（指名の通知）

第5条 入札参加者への指名の通知は、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付して行う。ただし、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付することができない場合は、書面の指名通知書を郵送して行うものとする。

2 入札に付する事項、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項は、指名通知書のほか、電子入札システムに掲載するものとする。

（設計図書の配布）

第6条 入札参加者への設計書、設計図面、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、入札参加者が電子入札システムからダウンロードすることにより行うものとする。

2 入札参加者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

（設計図書に対する質問等）

第7条 配布された設計図書に対する質問等は、指名通知書に記載された期日までに、所定の様式により、電子メール又はファクシミリ交信で行うものとする。

（設計図書の公表）

第8条 設計図書は、指名の通知後速やかに、当該建設工事等を所掌する課において閲覧に供するものとする。

（現場説明）

第9条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

（入札書等の提出）

第10条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書、入札金額見積内訳書等及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、指名通知書に定めた期間内に、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限までに、紙入札方式参加申請書を契約事務担当課あてに提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 第5条第1項ただし書の規定により書面による指名の通知を受けた入札参加者は、書面により入札書等を提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限までに、紙入札方式参加申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（書面による入札書等の提出の手続）

第11条 前条第2項又は第3項の規定により書面による入札書等を提出しようとするときは、指名通知書に定めた入札書の提出期間内に、契約事務担当課に封かんした入札書等を直接持参するものとする。

（入札保証金）

第12条 入札参加者は契約規則に定めるところにより、入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、指名通知書に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

(入札書等の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書等の管理)

第14条 契約事務担当課は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。

2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由があっても入札書等の封筒を開封してはならない。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第5条第1項ただし書の規定により書面の指名通知書を受領した入札参加者にあつては、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期限内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

5 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、入札辞退届を受理しないものとする。

6 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第16条 受領した入札書の数に満たない場合は、当該入札を中止する。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第17条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。ただし、第10条第2項又は第3項の規定により書面による入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は開札を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。

2 開札執行回数は1回とする。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (5) 入札金額見積内訳書又は指名通知書において指定した書類を提出しない者がした入札
- (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札(入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
- (10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 記名押印を欠くもの
 - イ 金額を訂正したもの
 - ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者及び落札価格の決定)

第19条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格をあらかじめ設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第20条 開札の結果、落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

(落札者決定の通知)

第21条 入札執行者は、落札者が決定したときは、その旨を電子入札システムにより入札参加者に通知する。また、落札者に対し、直ちにその旨を口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

第3章 郵便入札の場合の手続

(指名の通知)

第22条 入札参加者への指名の通知は、指名通知書の郵送により行うものとする。

2 指名通知書には、入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に必要な事項を記載するものとする。

(設計図書の配布)

第23条 入札参加者への設計図書の配布は、原則として、コンパクトディスク等の電子媒体に記録させたものを郵送により送付するものとする。

2 設計図書は、開札日以後に随時、郵送又は持参により返却するものとする。

(設計図書に対する質問等)

第24条 配布された設計図書に対する質問等は、指名通知書に記載された期日までに、所定の様式により、指名通知書において指定した方法で行うものとする。

(入札書等の提出方法)

第25条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書等を、指名通知書に定めた期間内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 中封筒には、入札書を入れ、封印の上、封筒の表面に、入札書在中、建設工事等件名及び入札参加者の商号又は名称を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、入札金額見積内訳書及び指名通知書において指定した書類を入れ、封筒の表面に三芳郵便局留と朱書きするとともに指名競争入札入札書在中と記載し、裏面に建設工事等件名、入札参加者の商号又は名称及び所在地を記載すること。

2 郵送先は三芳郵便局留とする。

3 入札書等の提出は、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で提出期間内に郵送先に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、いかなる理由があっても受理しない。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。

5 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

(入札書等の不受理)

第26条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

- (1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 指名通知書に示す提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(入札の辞退)

第27条 入札参加者が入札を辞退するときは、第15条の規定を準用する。この場合において、入札参加者が入札書の提出前に辞退するときは、入札参加者は、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

(入札調書の作成)

第28条 契約事務担当課は、入札調書を作成し、指名の取消しを受けた者を除くすべての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第29条 開札は公開とし、指名通知書に示す日時及び場所において、入札参加者の中から選定した立会人2人を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、当該立会人が欠けたときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

2 開札執行回数は1回とする。

(入札書の無効)

第30条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 商号又は名称並びに押印のいずれかがない入札書
- (4) 金額の記入のない入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札金額見積内訳書を同封しない者がした入札書
- (9) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した入札書

(くじによる落札者の決定)

第31条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、施行令第167条の9の規定により、当該同価の入札をした者又はその代理人(立会人を含む。)に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(落札者への通知)

第32条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(電子入札の場合の手続の規定の準用)

第33条 第8条、第9条、第12条から第14条まで、第16条及び第19条の規定は、

郵便入札の場合の手續に準用する。

第4章 雑則

(入札結果の公表)

第34条 落札者の決定後は、速やかに、三芳町建設工事等に係る入札予定価格等の公表要領（平成10年告示第113号）第4条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。

(契約書等の提出)

第35条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から7日以内で指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第36条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第37条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第28号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事等については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第38条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第39条 この要領に定めるもののほか、建設工事等に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。